

(事 務 連 絡)

令和2年6月29日

居宅介護支援事業所
介護サービス提供事業所 各位

大牟田市 保健福祉部
福祉課 介護保険担当課長
吉澤 恵美

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費および介護報酬の算定について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和2年5月25日付）、
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付）が発出されているところです。

つきましては、居宅介護支援費および通所と短期入所の介護報酬の算定について、本市としての見解を別添のとおりまとめましたので、お知らせします。

すでにご利用者等へ説明を進めてこられた事業所もあられると思いますが、本市の見解を確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、この見解は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時的・限定的な取扱いであることを申し添えます

【問い合わせ】

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当 猿渡、吉田、龍
TEL 41-2683 FAX 41-2662